

平成17年11月

各 位

財団法人 社会経済生産性本部
容器包装リサイクル法調査係
(委託元：経済産業省)

容器包装の利用・製造等及び再商品化に係る調査ご協力についてお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当団体は、経済産業省からの委託を受け、事業者の皆様方に容器包装の利用・製造及び再商品化(リサイクル)の状況についてアンケート調査を実施することとなりました。本調査は、ごみの減量化及び資源の有効利用を目的として、「容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が平成7年6月に成立・公布され、平成12年4月より完全施行されたことに伴う調査でございます。

つきましては、御多用中、誠に恐縮ですが、別紙のアンケート票「容器包装の利用・製造及び再商品化についてのおたずね」に必要事項を記入の上、**平成17年11月25日(金)まで**に到着するよう同封の封筒により郵送、あるいはファクシミリにて、当団体までご返送頂きますようお願い申し上げます。

本アンケート票によりご提供頂きました情報は、私共をはじめ、他のいかなる会社・組合等が利用することは一切ございません。私共、(財)社会経済生産性本部は、経済産業省からの委託を受け本調査を代行し実施しているに過ぎません。

なお、本調査の性質上、容器包装を利用あるいは製造していない等、同法の対象にならない事業者の方にも調査票が送付されていることがあるかと存じますが、本調査の趣旨を御理解され御了承下さるようよろしくお願いいたします。また、その場合にも恐縮でございますが、必要事項を記入の上、返送下さるようお願い申し上げます。

再商品化義務の履行について不明な点があれば、同封の「別紙2」(「容器包装リサイクル法とリサイクルの義務履行のための案内」)または日本容器包装リサイクル協会のホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)を御参照ください。

以上の主旨をご理解いただき、本票ご返送に御協力のほど、重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

<送付物のご案内>

アンケート票「容器包装の利用・製造等及び再商品化についてのおたずね」
別紙1 「問2の付問2用 貴社(貴組合)の「リサイクル義務の有無」チェックシート
別紙2 「容器包装リサイクル法とリサイクルの義務履行のための案内」
返信用封筒

以上、各1部

(返信用封筒には のアンケート票のみ封緘し、ご返送下さい)

(返送先)〒150-8307 東京都渋谷区渋谷3-1-1
財団法人 社会経済生産性本部 容器包装リサイクル調査係
アンケート票返送先ファックス番号 03-3797-1810
お問合せ先電話番号 03-3409-1168(受付時間 10時~17時)
(同封の返信用封筒の郵便番号は、料金受取人払専用で上記と異なります。)

< お 願 い >

アンケート票は対象外の事業者の方も必ず
必要事項を記入し、11月25日までに
到着するよう返送してください。

右の宛名ラベルは添付のまま、ご返信下さい。

<容器包装の利用・製造等及び再商品化についてのおたずね>

貴社名(貴組合名) (フリガナ)		決算期間(直近の決算期間)	
.....		平成	年 月 ~ 平成 年 月
[本社] 所在地 (宛名ラベルと同じ場合、記入の必要はありません。) (〒 -) 都 道 府 県			
[ホームページ・アドレス] http://www.			
[主たる事業所の所在地] (本社所在地と同じ場合、記入の必要はありません) (〒 -) 都 道 府 県			
代表者(役職・氏名)		担当部署連絡先(担当部署名・担当者名)	
.....		
.....		電話番号 (-)	
常時使用する従業員数 人	資本金額等 百万円	直近決算年度の総売上高 百万円	
主に営んでいる事業に <u>ひとつだけ</u> を記入してください。(<u>売上高の最も大きい業種区分</u> に)			
↓ を記入 < 製造業等 (1)~(8) >		↓ を記入 < 製造業以外 (9)~(16) >	
(1) 食料品 製造業		(9) 酒類 卸売・小売業	
(2) 清涼飲料・茶・コーヒー 製造業		(10) 医薬品 卸売・小売業	
(3) 酒類 製造業		(11) 食料品 卸売・小売業	
(4) 油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料 製造業		(12) 苗・種子・花・植木 卸売・小売業	
(5) 医薬品 製造業		(13) その他の卸売・小売業	
(6) 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 製造業		(14) サービス業	
(7) 農業・漁業関係		(15) 組合等(民法34条に規定する法人: 学校法人、祭祀・宗教・慈善・学芸・技芸、その他公益に関する社団または財団)	
(8) 上記以外の製造業		(16) 上記以外のその他の業種	

<問1> 容器包装の利用・製造状況についておたずねします。

A. 製造・販売・輸入している商品の容器包装についておたずねします。商品を容器に入れたり包装したりして販売している場合や商品又は容器の輸入販売を行っている場合に該当するものに をつけてください。なお、容器包装の定義については「別紙1」の3頁をご参照下さい。

自社商品に容器包装を利用している場合、下記のいずれの容器包装を利用していますか。（ はいくつでも）

- | | | |
|--|----------|-------------------------|
| 1 ガラスびん | 2 ペットボトル | 3 プラスチック製容器包装(ペットボトル以外) |
| 4 紙製容器包装(紙パック[アルミの付いていないもの]・段ボールは含まない) | | |
| 5 該当する取扱商品なし | | |

他社から委託され製造している商品(他社からの委託商品)において、下記のいずれの容器包装を利用していますか。（ はいくつでも）

- | | | |
|--|----------|-------------------------|
| 1 ガラスびん | 2 ペットボトル | 3 プラスチック製容器包装(ペットボトル以外) |
| 4 紙製容器包装(紙パック[アルミの付いていないもの]・段ボールは含まない) | | |
| 5 該当する取扱商品なし | | |

他社へ委託製造している商品において、下記のいずれの容器包装を利用していますか。（ はいくつでも）

- | | | |
|--|----------|-------------------------|
| 1 ガラスびん | 2 ペットボトル | 3 プラスチック製容器包装(ペットボトル以外) |
| 4 紙製容器包装(紙パック[アルミの付いていないもの]・段ボールは含まない) | | |
| 5 該当する取扱商品なし | | |

他社から購入した商品(他社が製造した商品)に新たに容器包装を追加している場合、下記のいずれの容器包装を追加していますか。（ はいくつでも）

- | | | |
|--|----------|-------------------------|
| 1 ガラスびん | 2 ペットボトル | 3 プラスチック製容器包装(ペットボトル以外) |
| 4 紙製容器包装(紙パック[アルミの付いていないもの]・段ボールは含まない) | | |
| 5 該当する取扱商品なし | | |

B. 容器包装そのものの製造または輸入についておたずねします。

容器そのものを製造または輸入している場合、下記のいずれの容器包装を製造または輸入していますか。（ はいくつでも）

- | | | |
|--|----------|-------------------------|
| 1 ガラスびん | 2 ペットボトル | 3 プラスチック製容器包装(ペットボトル以外) |
| 4 紙製容器包装(紙パック[アルミの付いていないもの]・段ボールは含まない) | | |
| 5 該当する取扱商品なし | | |

(次頁へ続く)

<問2> 貴社(貴組合)は、今年度(平成17年度)、(財)日本容器包装リサイクル協会と再商品化委託契約を締結していますか。(はひとつだけ)

1 契約あり (他のグループ会社が貴社の再商品化委託費用を支払っている場合を含む) 2 契約していない



(付問1)を回答後、調査終了です。



(付問2)へ進んでください。

(付問1) 問2について「1 契約あり」と回答された場合にのみ、お答え下さい。

日本容器包装リサイクル協会から与えられた貴社(貴組合)の特定事業者コード番号をご記入下さい(400で始まる10桁の番号)。 グループ会社が貴社の再商品化委託費用を支払っている場合、記入不要

4	0	0							
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--



調査終了です。御苦労さまでした。

(付問2) 問2について「2 契約していない」と回答された場合にのみ、お答え下さい。

同封の「別紙1」を利用して、貴社(貴組合)が再商品化義務のある事業者かどうかを判定し、その結果をお答え下さい(はひとつだけ)。

1 自社(自組合)には再商品化義務がある。 2 自社(自組合)には再商品化義務がない。



(付問3)にお進みください。



調査終了です。御苦労さまでした。

(付問3) 日本容器包装リサイクル協会と契約していない理由をお聞かせ下さい。(はいくつでも)

- 1 利用または製造した容器包装の自主回収を実施しているため、自治体が収集する一般ごみとして排出されることがない。
- 2 容器包装リサイクル法の存在を知らなかった。
- 3 容器包装リサイクル法について知っていたが、再商品化の費用を支払いたくない。
- 4 容器包装リサイクル法について知っていたが、どのような手続を取ったらよいのかわからなかった。
- 5 忙しくて対応する時間がなかった。
- 6 その他 (具体的に: _____)

(付問4) 本アンケート票を受け取ったのちに、日本容器包装リサイクル協会との再商品化委託契約を締結する準備にすでに入りましたか(容器包装の製造・利用量の調査等の社内手続も含む)。あるいは、現時点で再商品化委託契約を締結しようと決定しましたか。(はひとつだけ)

1 すでに契約の準備に入っている 2 まだ準備に入っていないが契約することを決定した
3 まだ決めていない 4 契約するつもりはない

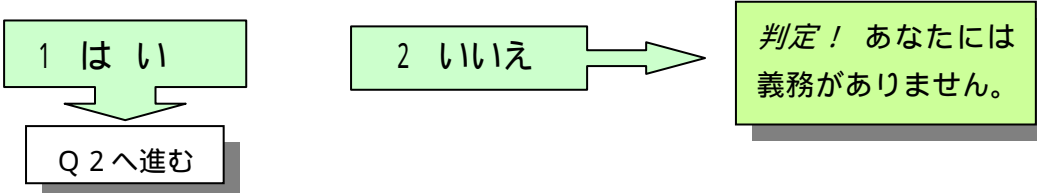
質問は以上です。 ご協力、誠にありがとうございました。

〔「問2」の〔付問2〕用〕 貴社（貴組合）の「リサイクル義務の有無」チェックシート
 <この結果を「問2」の〔付問2〕にご記入下さい。>

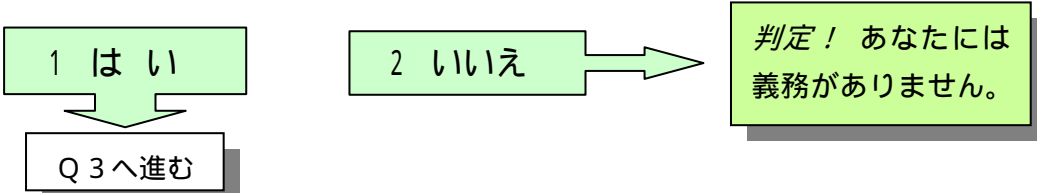
Q1 貴社（貴組合）は次のいずれかに携わっていますか？

「容器・包装」の定義については、3頁をご覧ください。

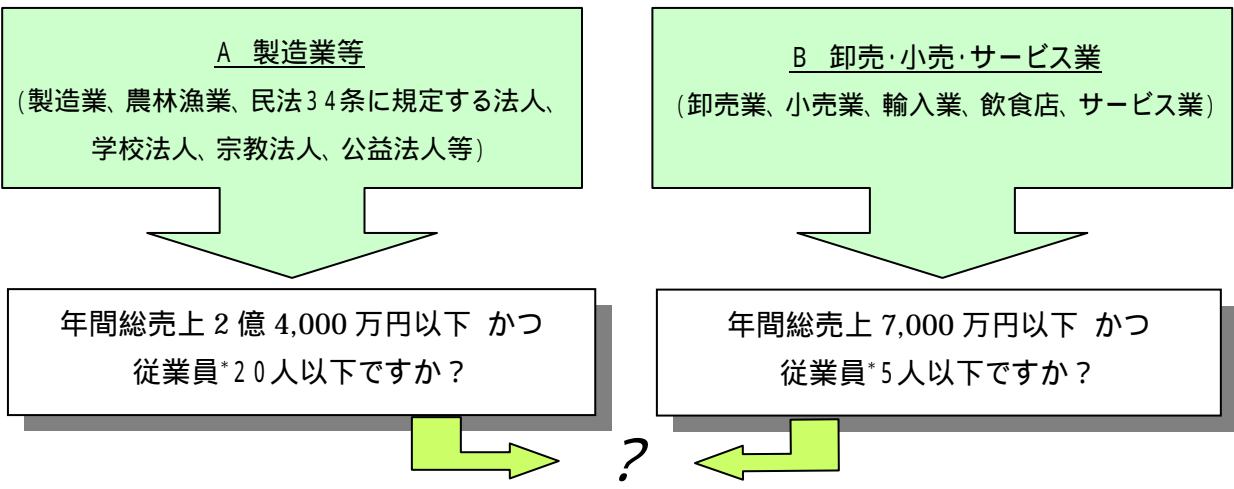
- | | |
|---|--|
| 1 容器・包装を利用する中身製造業者
食品、清涼飲料、酒類、石鹸、塗料、医薬品、化粧品などを製造し、容器・包装を利用する方々 | 4 輸入業者
容器の輸入
容器や包装が付いた商品の輸入
輸入後に容器や包装を付ける場合 等 |
| 2 容器製造事業者
びん、ペットボトル、プラ容器、紙箱、袋などの製造 | 5 学校法人、宗教法人、テイクアウトができる飲食店など |
| 3 小売卸売業者
商品を販売する際に容器や包装を利用する方々 | |



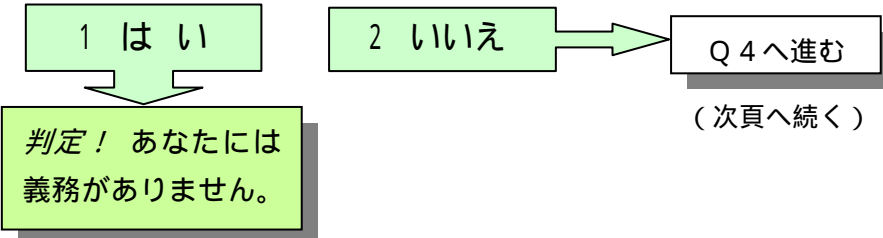
Q2 提供している商品やサービスのうち、「最終的に家庭で消費」されるものはありますか？



Q3 売上高が最も大きな事業は次のAまたはBのどちらですか？ A・B別に、貴社（貴組合）の「事業全体」における従業員数および総売上高は下記の条件と比較して「はい」、「いいえ」のどちらですか？



*従業員数とは...
 ・支店等が複数ある場合、合計の人数。
 ・常時雇用する人数。
 ・事業主又は役員、臨時従業員は含みません。



Q4 関係する容器・包装は次の素材からできていますか？

ガラス製
紙製(段ボール以外)
ペット(PET)製

プラスチック製
これらを利用した複合素材

ガラス製、紙製、ペット(PET)製、プラスチック製、複合素材についての考え方は3頁をご覧ください。

1 はい

Q5へ進む

2 いいえ

判定！あなたには義務がありません。

Q5 容器・包装は次のいずれかで利用されるものですか？

商品に
商品の付属品に
小売の段階で

1 はい

Q6へ進む

2 いいえ

判定！あなたには義務がありません。

Q6 関係する容器・包装は中身と分離した時に捨てられるものですか？

1 はい

Q7へ進む

2 いいえ

判定！あなたには義務がありません。

Q7 容器・包装の利用・製造等について、「委託・受託」(注:4頁参照)の関係を結んでいますか？

1 はい

Q8へ進む

2 いいえ

判定！あなたにはリサイクルの義務があります。不明な点があれば「別紙2」を参照してください(結果をご記入ください)。

Q8 上記の「委託・受託」の関係において、容器包装の素材や構造を実質的に決めていますか？

1 はい

判定！あなたにはリサイクルの義務があります。義務の履行について不明な点があれば「別紙2」を参照してください。

2 いいえ

判定！あなたには義務がありません。

判定結果を「問2」の(付問2)にご記入下さい。

容器包装とは？

「容器」とは商品を入れるもの(袋もこれに含ます)、「包装」は商品を包むものです。
また、容器包装リサイクル法では、「商品が費消されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」を容器包装と定義しています。

容器包装リサイクル法における対象容器とは？

容器包装リサイクル法における対象容器は下記の4素材を利用したものです。これら以外の容器は対象外です。また、複合素材の場合の考え方も示しました。

ガラス製容器

主としてガラス製の容器(ほうけい酸ガラス製および乳白ガラス製のものを除く)であって、次に掲げるもの

びん(瓶) カップ形の容器及びコップ 皿 (~)に準ずる構造・形状などを有する容器 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの

ペットボトル

主としてポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料またはしょうゆを充填するための)であって、次に掲げるもの

びん(瓶) に準ずる構造・形状などを有する容器

紙製容器包装

主として紙製の容器包装(段ボールを主とするものと飲料用紙製容器を除く)であって、次に掲げるもの

箱およびケース カップ形の容器およびコップ 皿 袋 (~)に準ずる構造・形状などを有する容器 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの 容器に入れられた商品の保護または保護固定のために、加工・当該容器への接着がなされ、当該容器の一部として使用される容器 包装

プラスチック製容器包装

主としてプラスチック製の容器包装(ペットボトル以外のもの)であって、次に掲げるもの

箱およびケース びん(瓶) たる、おけ カップ形の容器およびコップ 皿 くぼみを有するシート状の容器 チューブ状の容器 袋 (~)に準ずる構造・形状などを有する容器 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの 容器に入れられた商品の保護または固定のために、加工・当該容器への接着がなされ、当該容器の一部として使用される容器 包装

複合素材からなる容器包装が上記のどの容器包装かに関する判別法とは？

容器包装を構成する素材のうち最も重いもの(重量ベースで最も比率が高いもの)に分類します。

リサイクル義務の有無に係る、「委託・受託」の関係とは？

下記に示す行為を他の事業者から委託され自ら行っている場合、または他の事業者に委託している場合、「委託・受託」の関係を伴うリサイクル義務のある事業者(特定事業者)の基準になります。

<委託・受託に関する行為内容>

- ・ 商品の製造段階で、商品を容器に入れたり包装で包んだりすること
例：洗剤をプラスチックボトルに入れている・菓子を紙で包んでいる
- ・ 商品の販売段階で、新たに商品を容器に入れたり包装で包んだりすること
例：レジ袋に商品を入れている・店舗内で食品をトレーにのせ、ラップをかけている
- ・ 既に容器・包装が付された商品を輸入すること
例：ガラスびん入りの化粧品を輸入している
- ・ 容器を製造すること
例：紙袋を作っている・フィルムやシート、ロール等に印刷やラミネート加工、スリット、裁断加工等を行い、それをインプラントで利用するメーカー等に納入している
- ・ 容器を輸入すること
例：ペットボトルを輸入している



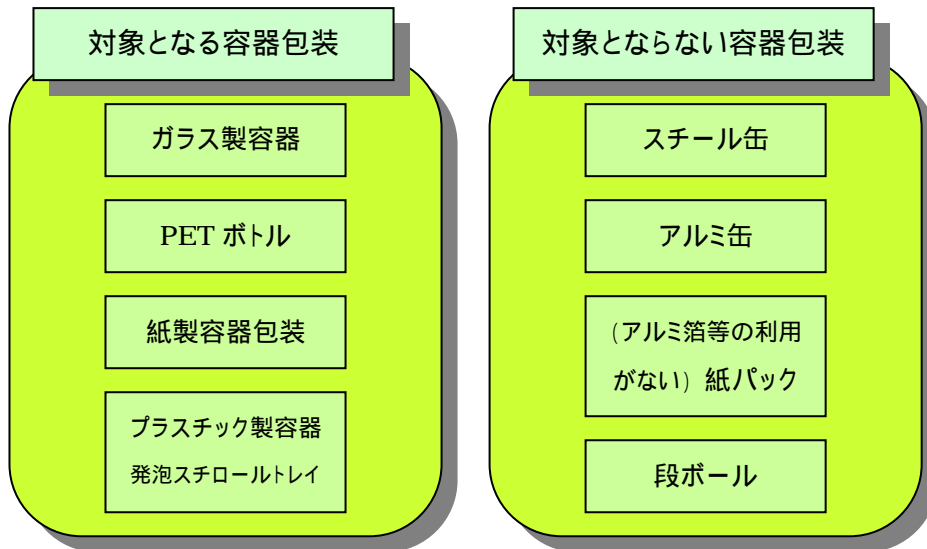
アンケートに
ご協力頂き
誠にありがとう
ございます。

容器包装リサイクル法とリサイクルの義務履行のための案内

容器包装リサイクル法とは

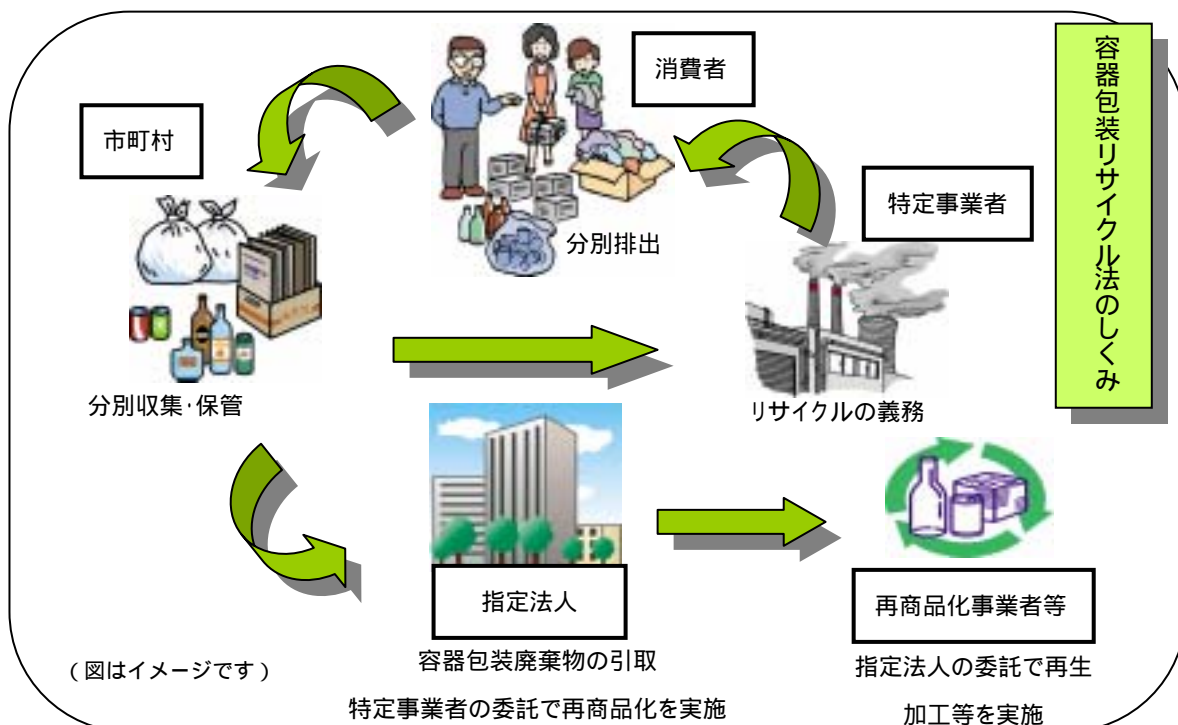
わが国で自治体が収集する家庭から排出されるごみの量は年間5,120万トン(平成9年度・厚生省調べ)あり、そのうち約60%が容器包装廃棄物です。

これらのごみを「廃棄物」ではなく「資源」としてよみがえらせるために、平成9年4月「容器包装リサイクル法」が制定されました。容器包装リサイクル法の対象となる容器を下図に示します。



容器包装リサイクル法のしくみ

容器包装リサイクル法では、リサイクルを滞りなく進めるために、すべての人々がそれぞれの立場で義務・役割を担います。すなわち、再商品化(リサイクル)の義務を担う「特定事業者」、分別収集を行う「市町村」、分別排出を行う「消費者」など、すべての関係者が法律のもと、協力し合わないと容器包装廃棄物のリサイクルは成り立ちません。



事業者の方々の義務と不履行者に対する罰則規定

日常業務において、容器包装を利用して中身を販売する事業者、容器を製造する事業者、容器包装の付いた商品を輸入して販売する事業者は、下記に示す小規模事業者を除き、リサイクルの義務を負います(リサイクルの義務を負う事業者を「特定事業者」といいます)。義務の有り・無しについての詳しい判定は、「別紙1」のチェックシートにて御確認下さい。リサイクルの義務がある事業者がその義務を怠ったり、「指導」、「命令」等にそむいた場合、50万円以下の罰金等の罰則規定が適用されます。

小規模事業者(義務対象外)とは、下記に示す売上高と従業員数の両方の条件が該当する事業者です。

業種	売上高		従業員
製造業等	2億4,000万円以下	かつ	20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ	5名以下

義務の果たし方

特定事業者がリサイクルの義務を果たすやり方には次の3つの方法があります。

自主回収

利用または製造等した容器包装を自らまたは他の者に委託して回収する特定事業者は、主務大臣に申し出て、その容器包装の回収方法が主務大臣が定める回収率(おおむね90%)を達成するための適切なものである旨の認定を受けることができます。認定を受けた容器包装については、再商品化が免除されます。

指定法人(財団法人 日本容器包装リサイクル協会)への委託

再商品化を適正かつ確実に行うことができるとして、主務大臣の指定を受けた民法法人(指定法人)に再商品化委託した場合、再商品化を行ったものとみなされます。なお、平成8年10月に、指定法人として「財団法人 容器包装リサイクル協会」(連絡先等は次頁を参照)が指定されています。

認定を受けて行う再商品化(独自ルート)

独自ルートとは、特定事業者が自ら申請して認定を受けることにより、自ら、または指定法人以外のものに委託して再商品化を行う方法です。独自ルートの認定にあたっては、以下の3つの基準があります。

a. 再商品化実施者の基準

ア) 特定事業者が自ら再商品化を行う場合

法施行規則第12条の欠格要件(禁治産者、禁錮以上の刑に処された者等)に該当しないこと

イ) 特定事業者が指定法人以外の者に委託して再商品化をする場合(受託者の基準)

人員および財政的基盤を有すること

欠格要件に該当しないこと

自ら再商品化を実施する者であること(再商品化の再委託の禁止)

b. 再商品化実施者の所有する施設の基準

廃棄物処理法に基づく処理施設の許可を得ていること(許可を要する場合)

c. 特定分別基準適合物の地域に関する基準

独自ルートによる再商品化の割合(＊)		特定分別基準適合物の地域に関する基準
80% 超	特定容器利用事業者	独自ルートにより再商品化をする量の「市町村別」の比率が、特定容器を用いた商品の販売見込み量の市町村別の比率(分別収集をしていない市町村を除く)におおむね等しいこと。
	特定容器製造等事業者	独自ルートにより再商品化をする量の「都道府県別」の比率が、特定容器を用いた商品の販売見込み量の都道府県別の比率(分別収集をしている市町村がない都道府県を除く)におおむね等しいこと。
80% 以下	特定容器利用事業者	独自ルートにより再商品化をする量の「都道府県別」の比率が、特定容器を用いた商品の販売見込み量の都道府県別の比率(分別収集をしている市町村がない都道府県を除く)におおむね等しいこと。
	特定容器製造等事業者	独自ルートにより再商品化をする量の「地域ブロック(＊＊)別」の比率が、特定容器を用いた商品の販売見込み量の地域ブロック別の比率(分別収集をしている市町村がない地域ブロックを除く)におおむね等しいこと。

(＊)独自ルートによる再商品化の割合は、以下のように表されます。

独自ルートによる再商品化の割合 = 独自ルートにより再商品化する量 / 当該事業者の再商品化義務量

(＊＊)地域ブロックとは、北海道(北海道)、東北(青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県)、関東甲信越(新潟県、長野県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)、中部(静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県)、近畿(滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県)、四国(徳島県、高知県、香川県、愛媛県)、中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)、九州(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)、沖縄(沖縄県)の各ブロックを指します。

「指定法人」への委託について

上記に示した通り、「指定法人」((財)日本容器包装リサイクル協会)は、特定事業者から委託を受けて容器包装廃棄物のリサイクルを実施する機関です。このように特定事業者は、日本容器包装リサイクル協会に委託料を支払うことで再商品化の義務を果たしたものとみなされます。

「指定法人」への委託料は、いくら、どこへ申し込むの？

委託料は、(財)日本容器包装リサイクル協会のホームページ(<http://www.jcpra.or.jp>)にある「リサイクル(再商品化)義務料」の算出が容易にできる計算画面で計算することができます。過去に委託契約があった事業者の方は、オンラインでの委託申込みもできます。

また、全国の「商工会議所」および「商工会」でも指定法人を代行して委託の申込や委託契約を受け付けています。お近くの商工会議所・商工会にお問合せ下さい。

(財)日本容器包装リサイクル協会 への連絡先とホームページアドレス

〒105-0001 東京都港区1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル2階

電話 03-5532-8597(代) ホームページ <http://www.jcpra.or.jp>